

4 ^{てちょう}手帳 P37-41

5 ^{いりよう}医療 P42-44

6 ^{ほそうぐ}補装具・^{にちじょうせいかつようぐ}日常生活用具 P45-46

^{てちょう}手帳のメリットや^{いりよう}医療の^{じよせい}助成などの
^{しんせい}申請について、^し知りたい！



てちょう
4. 手帳とあ
問い合わせしょうないまちほけんふくしか ふくしがかり
庄内町保健福祉課 福祉係

☎ 42-0149

しょうがいしゃてちょう
障害者手帳しょうがいしゃてちょうしゅとく
●障害者手帳取得のメリット

しょうがいしゃてちょう しゅう ゆう かた しゅとく てちょう そうしょう しんたいしょうがいしゃてちょう
障害者手帳とは、障がい者を有する方が取得できる手帳の総称で、「身体障害者手帳」、
りょういくてちょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しゅるい しょうがいしゃてちょう にんい
「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」、の3種類があります。障害者手帳は任意の
しんせい しゅとく しよくば かいじ ぎむ じぶんじしん
申請になり、取得したからといって職場などに開示する義務はありません。自分自身
ひつよう とき かいじ かのう てちょう も りよう
が必要な時にのみ、開示することが可能です。手帳を持つことで、サービスを利用す
ることができたり、じよせい う おお
助成を受けられるようになったりするなど、多くのメリットがあ
ります。

れい
★例しょうがいしゃこよう しゅうしよく てんしよくかつどう
・ 障害者雇用での就職・転職活動

てちょうしよじしゃ おうぼ こと でき しょうがいしゃこよう しゅうろう おうぼ
⇒手帳所持者のみが応募する事が出来る障害者雇用での就労に応募できます。

しょう りかい きぎょう しゅうろう はいりょう う はたら
障がいに理解のある企業に就労するので配慮を受けて働くことができます。

ほそうぐとう じよせい
・ 補装具等の助成

しんたいしょうがいしゃてちょう しよじ かた しょう ぶい ほそうぐ じよ
⇒身体障害者手帳を所持している方は障がいの部位によって、補装具などの助
せい たいしよう
成の対象になります。

しよとくせい じゅうみんせい けいげん
・ 所得税・住民税などの軽減

しよとくせい ちょうけんみんせい しょうがいしゃこうじよ う
⇒所得税や、町県民税の障害者控除を受けることができます。

こうきょうりようきん わりひき
・ さまざまな公共料金の割引サービス

けいげんでんわ りようきん こうきょうこうつうきかん わりひき う
⇒携帯電話の料金や公共交通機関の割引が受けられます。

しょうないまち ちょうえい りようきん むりよう
庄内町は町営バス「はっぴーバス」の料金が無料になります。

いりようひ じよせい
・ 医療費の助成

しよじ てちょう しゅるい とうきゆう こうせいりよう しょうさい じゅうど
⇒所持している手帳の種類と等級により、「更生医療」（詳細は P42）や「重度

しんしんしょう じ しゃいりようせいど しょうさい たいしよう
心身障がい（児）者医療制度」（詳細は P44）の対象になります。

てちょう
4. 手帳

とあ
問い合わせ

しょうないまちほけんふくしか ふくしがかり
庄内町保健福祉課 福祉係

☎ 42-0149

しんたいしょうがいしやてちょう
● 身体障害者手帳

しんたい しょう かた かくしゅ しえん う ひつよう やまがた
身体に障がいのある方が、各種の支援を受けるために必要となるものです。山形
けん こうふ
県から交付されます。

しょう たいど
障がいの程度

しょう しゅるいべつ おも じゅん きゅう きゅう とうきゅうくぶん
障がいの種類別に、重い順に1級から6級の等級区分があります。

しんせい
申請について

てちょう こうふ しんせい ひつよう てちょう とど しんせい ひ げつていど
手帳の交付には申請が必要です。手帳が届くまで申請した日から2か月程度かか
ります。

しんせいくぶん 申請区分	どんなとき	しんせい ひつよう 申請に必要なもの
しんきこうふ 新規交付	てちょう しゅとく きぼう 手帳の取得を希望するとき	しんせいしよ しんだんしよ しゃしん たて よこ 申請書・診断書・写真 (縦4cm×横3cm) マイナンバーがわかるもの
しょうがいていどへんこう 障害程度変更	しょう ていど か 障がいの程度が変わったとき	しんせいしよ しんだんしよ しゃしん たて よこ 申請書・診断書・写真 (縦4cm×横3cm)
しょうがいめいづか 障害名追加	べつ しょう ついか 別の障がいを追加するとき	てちょう 手帳・マイナンバーがわかるもの
さいこうふ 再交付	てちょう ふんしつ はそん 手帳を紛失や破損したとき	しんせいしよ しゃしん たて よこ 申請書・写真 (縦4cm×横3cm) マイナンバーがわかるもの
しめい じゅうしょ へんこう 氏名・住所の変更	なまえ す ところ か 名前や住んでいる所が変わったとき	しんせいしよ てちょう 申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの
へんかん 返還	しょう がいとう 障がいに該当しなくなったとき	しんせいしよ てちょう 申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの
	しばう 死亡したとき	しんせいしよ てちょう 申請書・手帳
さいにんてい 再認定	さいにんてい じき き 再認定の時期が来たとき	しんせいしよ しんだんしよ しゃしん たて よこ 申請書・診断書・写真 (縦4cm×横3cm) てちょう 手帳・マイナンバーがわかるもの

しんだんしよさくせい さい していいい しょぞく いりょうきかん かくにん
※ 診断書作成の際は、指定医が所属している医療機関にご確認ください。

しんせい さい しんだんしよ ひよう じこふたん
※ 申請の際の、診断書の費用は自己負担となります。

てちょう
4. 手帳とあ
問い合わせしょうないまちほけんふくしか ふくしがかり
庄内町保健福祉課 福祉係

☎ 42-0149

りょういくてちょう
●療育手帳

知的に障がいのある方が、各種の支援を受けるために必要となるものです。一般的知的機能が平均より低く、同時に適応行動に障がいを伴う状態で、それが18歳までに現れた人に対して山形県から交付されます。知的障がいの判定は児童相談所または知的障がい者更生相談所で判定します。

しょう ていど
障がいの程度

しょう ていど じゅうど どうきゅうくぶん
障がいの程度により、A（重度）、Bの等級区分があります。

しんせい
申請について

てちょう こうふ しんせい ひつよう じどうそうだんじょう はんていおよ いうりょう
手帳の交付には申請が必要です。児童相談所等での判定及びこころの医療センター
いがかしんだん じっし てちょう とど しんせい ひ げつていど
での医学診断を実施しますので、手帳が届くまで申請した日から3～4か月程度かかります。

しんせいくぶん 申請区分	どんなとき	しんせい ひつよう 申請に必要なもの
しんきこうふ 新規交付	てちょう しゅとく きぼう 手帳の取得を希望するとき	しんせいしよ しゃしん たて よこ ひほけんしゃしょう 申請書・写真（縦4cm×横3cm）・被保険者証 マイナンバーがわかるものなど ■めんだん おこな じぜん ふくしがかり 面談を行いますので、事前に福祉係まで といあわ お問合せください。
しょう ていどかくにん 障がい程度確認	さいはんてい じき 再判定の時期がきたとき	しんせいしよ てちょう ひほけんしゃしょう 申請書・手帳・被保険者証 マイナンバーがわかるもの
さいこうふ 再交付	てちょう ふんしつ はそん 手帳を紛失や破損したとき	しんせいしよ しゃしん たて よこ 申請書・写真（縦4cm×横3cm） マイナンバーがわかるもの
しめい じゅうしょ へんこう 氏名・住所の変更	なまえ す ところ か 名前や住んでいる所が変わったとき	しんせいしよ てちょう 申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの けんがい てんにゅう ばあい しゃしん たて よこ 県外からの転入の場合は写真（縦4cm×横3cm）
へんかん 返還	しょう がいどう 障がいに該当しなくなったとき	しんせいしよ てちょう 申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの
	しばう 死亡したとき	しんせいしよ てちょう 申請書・手帳

てちょう 4. 手帳

とあ
問い合わせ

しょうないまちほけんふくしか ふくしがかり
庄内町保健福祉課 福祉係

☎ 42-0149

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ●精神障害者保健福祉手帳

せいしん しょう かた しゃかいふっき しゃかいさんかぞくしん はか もくてき せい
精神に障がいがある方の社会復帰・社会参加促進を図ることを目的とした制
ど かくしゅ しえん う ひつよう せいしんしょう ちょう
度で、各種の支援を受けるために必要となるものです。精神障がいのため、長
き にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ せいやく かた しんせい もと やまがた
期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方の申請に基づいて、山形
けん こうふ ゆうこうきかん ねんかん
県から交付されます。有効期間は2年間です。

しょう ていど 障がいの程度

せいしんしっかん じょうたい のうりよくしょうがい じょうたい りょうめん そうごうてき はんだん おも じゅん きゅう
精神疾患の状態と能力障害の状態の両面から総合的に判断し、重い順に1級から
きゅう とうきゅうくぶん
3級の等級区分があります。

しんせい 申請について

てちょう こうふ しんせい ひつよう てちょう とど しんせい ひ げつていど
手帳の交付には申請が必要です。手帳が届くまで申請した日から2か月程度かか
ります。

しんせいくぶん 申請区分	どんなとき	しんせい ひつよう 申請に必要なもの
しんきこうふ 新規交付	てちょう しゅとく きぼう 手帳の取得を希望するとき	しんせいしよ しんだんしよ しゃしん たて よこ 申請書・診断書・写真（縦4cm×横3cm） マイナンバーがわかるもの
こうしん 更新	こうしん 更新するとき	しんせいしよ しんだんしよ てちょう 申請書・診断書・手帳・マイナンバーがわかるもの
しょうがいとうきゅうへんこう 障害等級変更	しょう ていど か 障がいの程度が変わったとき	しんせいしよ しんだんしよ しゃしん たて よこ 申請書・診断書・写真（縦4cm×横3cm） てちょう 手帳・マイナンバーがわかるもの
さいこうふ 再交付	てちょう ふんしつ はそん 手帳を紛失や破損したとき	しんせいしよ しゃしん たて よこ 申請書・写真（縦4cm×横3cm） マイナンバーがわかるもの
しめい じゅうしょ へんこう 氏名・住所の変更	なまえ す ところ か 名前や住んでいる所が変わったとき	しんせいしよ てちょう 申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの
へんかん 返還	しょう がいとう 障がいに該当しなくなったとき	しんせいしよ てちょう 申請書・手帳・マイナンバーがわかるもの
	しぼう 死亡したとき	しんせいしよ てちょう 申請書・手帳

しんせい しょうしん げつかんけいか ひつす てちょう しんせい まえ
※申請には初診から6か月間経過していることが必須です。手帳を申請される前に、
びょういん いちど そうだん
かかりつけの病院に一度ご相談ください。

せいしんしょう しきゅうじゆう しょうがいねんきん じゅきゅう かた しんきしんせい こうしんじ しん
※精神障がいを支給事由として障害年金を受給している方は、新規申請・更新時に診
だんしよ ていしゅつ ふよう ばあい しょうがいねんきんしょうしょう も うえ といあわ
断書の提出が不要となる場合がありますので障害年金証書等をお持ちの上お問合せ

ください。